

## 中川運河再生文化芸術活動助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人名古屋まちづくり公社（以下「公社」という。）が寄付金を活用して実施する中川運河再生文化芸術活動助成事業（以下「助成事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成事業の内容)

第2条 公社は、中川運河再生計画（平成24年10月名古屋市・名古屋港管理組合策定）に掲げる「にぎわいゾーン」で行われる文化芸術活動で、中川運河の魅力向上に寄与すると認められる事業に対し助成するものとする。（申請に係るものに限る。）

(委員会の設置)

第3条 公社に、理事長の諮問機関として、中川運河再生文化芸術活動助成選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、理事長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査又は審議し、その結果を理事長に答申する。

(1) 助成事業の実施に関する事項

(2) 助成事業の実績に関する事項

3 委員会は、委員7名以内で組織する。

4 委員会の委員は、助成事業について学識あるいは行政経験等を有し、公正かつ公平な判断を行うことができる者のうちから理事長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長各1名を置く。

7 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(助成対象者)

第4条 助成の対象となる者は、団体または個人であつて第2条に規定する事業を行うもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 個人にあつては、愛知県、岐阜県、三重県に在住、在勤または在学する者であること

(2) 団体にあつては、前号に該当する者を構成員に含み、かつ、当該団体の代表者が年齢満20歳以上の者であること

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、第2条に規定する事業に要する経費とする。ただし、不動産取得費、団体職員の給与費、団体運営経費、交際費その他理事長が指定する経費を除く。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、予算の範囲内とする。

(助成の申請)

第7条 助成を受けようとする者は、助成申請書（別記第1号様式）及び事業提案書（別記第2号様式）に必要な書類を添えて理事長に申請しなければならない。

2 前項の申請を行った者は、理事長が定める選考会において、当該申請の内容について説明しなければならない。

(助成の決定)

第8条 理事長は、前条の規定により助成の申請があったときは、助成の適否について委員会に諮問しなければならない。

2 理事長は、委員会の答申に基づき助成を決定したときは、助成対象事業決定通知書(別記第3号様式)及び助成金通知書(別記第3号の2様式)により、申請をした者にその旨及び助成金の額を通知する。

3 理事長は、委員会の答申に基づき助成に適しないと決定したときは、助成金不交付決定通知書(別記第3号の3様式)により、申請をした者にその旨を通知する。

(事業着手の手続き)

第9条 助成対象事業決定通知を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、事業実施の前に事業着手届(別記第4号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

(1) 事業計画書(位置図、工程表を含む)

(2) 事業にかかる経費の事業見積書

(3) 事業実施場所の敷地や建物について所有していない場合には、賃借契約書またはその事業ができることを確認できる書類

(4) 事業実施にあたり許可を必要とする場合には、その許可を得ていることが確認できる書類

(5) その他理事長が必要と認める書類

(6) 事業概要、開催スケジュールは、遅くとも5月末までに確定させ報告すること。

2 理事長は、前項の規定による事業着手届の提出があったときは、その内容が助成の対象とする事業内容に適合しているか審査し、適合していると認めた場合には、事業実施承諾書(別記第5号様式)により、事業着手届を提出した助成事業者はその旨を通知する。

3 助成事業者が事業を実施する期間は、前項に規定する事業実施承諾書が通知された日の年度の2月末日までとする。

4 事業内容の変更が生じた場合は、速やかに事業変更申請書(別記第10号様式)を提出すること。

(事業終了の手続き)

第10条 助成事業者は、事業終了後前条第3項に規定する期間の末日までに事業実績報告書(別記6号様式)を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容が助成金の対象とする事業内容、助成金の対象とする経費に適合しているか審査し、適合していると認めたときは、速やかに交付する助成金の額を確定し、助成金確定通知書(別記第7号様式)により報告をした助成事業者はその旨を通知する。

(助成金の交付)

第11条 前条第2項の規定による助成金確定通知書を受けた助成事業者は、助成金請求書(別記第8号様式)により助成を請求することができる。

2 助成事業者は、前項の規定にかかわらず、第9条第2項に規定する事業実施承諾書の受理後、前払金等請求書（別記第9号様式）により、次の各号に定める場合に、限度内で助成金の前払い等を請求することができる。

(1) 事業実施の前に請求する場合 助成金の額の2割を限度とする。

(2) 事業の一部を実施の後に請求する場合 助成金の額の6割を限度とする。

3 理事長は、第1項の助成金請求書及び前項の前払金等請求書の提出があったときは、提出のあった日から30日以内に助成金を交付しなければならない。

(交付決定の取り消し及び助成金の返還)

第12条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条第2項の規定による助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に基づき提出された申請書等の内容に、虚偽の記載があったとき

(2) 法令に違反する行為を行ったとき

(3) 助成の対象となる事業を実施しないとき又は実施する見込みがないとき

2 理事長が、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、速やかにその旨を当該助成事業者に通知するとともに、当該取り消しにかかる部分について既に助成金が支払われている場合においては、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成事業に関しその他必要な事項は、常務理事（公益財団法人名古屋まちづくり公社常務理事担任意務及び理事長代行規程第2条に規定する担当常務理事をいう。）が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月12日から施行する。ただし、平成25年度の助成対象となる期間は平成25年4月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、平成26年2月13日から施行する。

附 則

(適用)

1 この要綱は、平成26年10月31日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日以前の適用を受けたものについては、従前の例によるものとする。

附 則

(適用)

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

(適用)

この要綱は、平成27年10月30日から施行する。

附 則

(適用)

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

(適用)

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。